

本日は本シンポジウムにお招きいただきまして誠にありがとうございます。  
京都大学 人文科学研究所 竹沢です。

**日本学術会議 多文化共生分科会**

日本学術会議 第一部会 地域研究委員会 多文化共生分科会

第23期 2014.10.-2017.9

- 教育に重点
  - 2016年 公開シンポジウム  
「地域社会における外国籍生徒－義務教育以降の問題」
  - 『文化人類学』に要点掲載  
[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jcanth/82/3/82\\_397/\\_pdf-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jcanth/82/3/82_397/_pdf-char/ja)

第24期 2017.10.-2020.9

- 提言に向けて高校教育に焦点
  - 提言公表 2020.8.11 (2019.11提出から何重もの審査を経て)

第25期 2020.10.-

- 「多文化共生」の概念について

一例ですが、私も提言の最後の1年間には優に100時間を超える時間をかけました。チームワークですので他の委員も相当な時間をかけております。したがいまして、今回のシンポジウムは私たちがかけた時間が無駄ではなかったと実感することができて日立財団および関係者の皆さん方に分科会を代表して心からお礼申し上げます。先ほどご紹介のありました学術会議多文化共生分科会の提言につきましては『毎日新聞』『共同通信』などで報道配信されましたが、文科省のご担当の方々や多くの市民の方々に知っていただいて初めて提言は意味を持ちます。

一言付け加えることをお許しいただけましたら今、日本学術会議につきましてはさまざまな誤った情報が広がっております。私は学術会議につきましては研究者が社会に奉仕する場だと思っております。会員・連携会員には会議出席のための交通費と日当以外は何も支給されません。例外はございません。

一例ですが、私も提言の最後の1年間には優に100時間を超える時間をかけました。チームワークですので他の委員も相当な時間をかけております。したがいまして、今回のシンポジウムは私たちがかけた時間が無駄ではなかったと実感することができて日立財団および関係者の皆さん方に分科会を代表して心からお礼申し上げます。

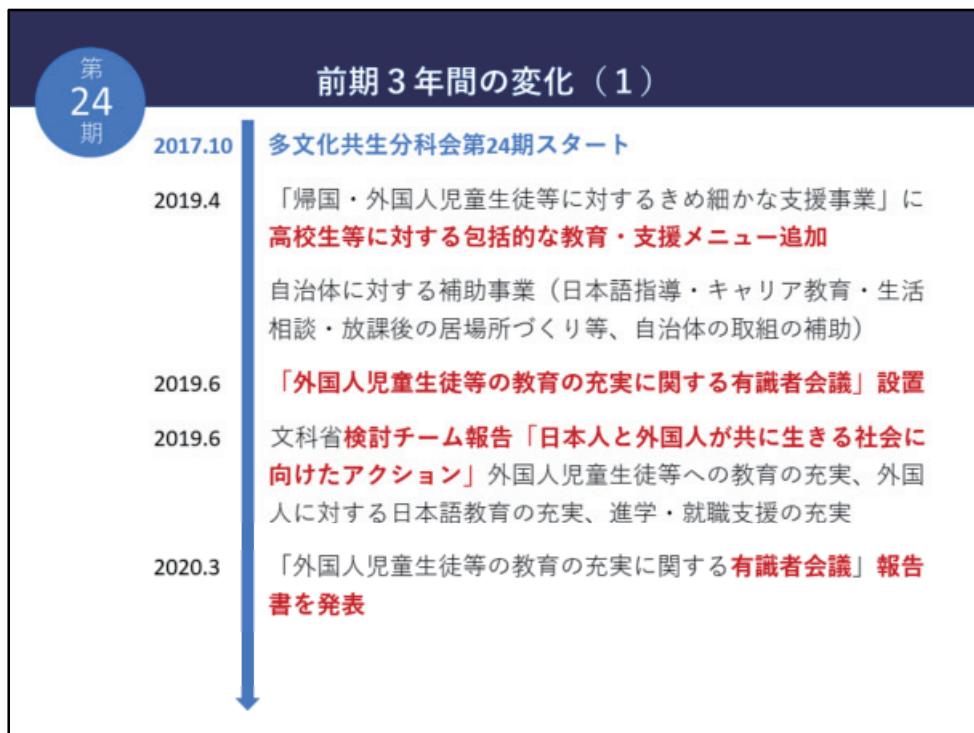
外国につながる高校生たちの「活躍する力」を拓く  
～学びと就労の実態が問いかける支援のあり方～

日本学術会議 多文化共生分科会			
委 員	委員長	竹沢 泰子 (連携会員)	京都大学人文学研究所教授
	副委員長	窪田 幸子 (第一部会員)	神戸大学大学院国際文化学研究科教授
	幹 事	石井香世子 (連携会員)	立教大学社会学部現代文化学科教授
	岩間 晃子 (連携会員)	立教大学社会学部社会学科教授	
	志水 宏吉 (第一部会員)	大阪大学大学院人間科学研究科教授	
	宮崎 恒二 (第一部会員)	東京外国语大学名誉教授	
	上杉 富之 (連携会員)	成城大学文芸学部／大学院文学研究科教授、グローバル研究センター長	
	太田 好信 (連携会員)	九州大学大学院比較社会文化研究院教授	
	木村 周平 (連携会員)	筑波大学人文社会系准教授	
	小長谷有紀 (連携会員)	日本学术振興会監事	
	鈴木 茂 (連携会員)	名古屋外国语大学世界共生学部教授	
	間根 政美 (連携会員)	慶應義塾大学名誉教授	
	武川 正吾 (連携会員)	明治学院大学社会学部教授	
	速水 洋子 (連携会員)	京都大学東南アジア地域研究研究所教授	
	松田 素二 (連携会員)	京都大学大学院文学研究科教授	
	森山 工 (連携会員)	東京大学大学院総合文化研究科教授	
	山本 健兒 (連携会員)	帝京大学経済学部地域経済学科教授	
	山本 真鳥 (連携会員)	法政大学経済学部教授	
	吉村 真子 (連携会員)	法政大学社会学部教授	
	宮島 香 (特任連携会員)	お茶の水女子大学名誉教授	
所属・肩書はいずれも提出当時			ゲスト・レクチャー
	近田由紀子	自由大学人間学部専任講師	
	高橋 徹	NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ理事長	
	角田 仁	東京都立一橋高等学校主任教諭	
協 力			
	金 宣吉	神戸定住外国人支援センター理事長	
	小島 祥美	愛知淑徳大学文流文化学部教授	

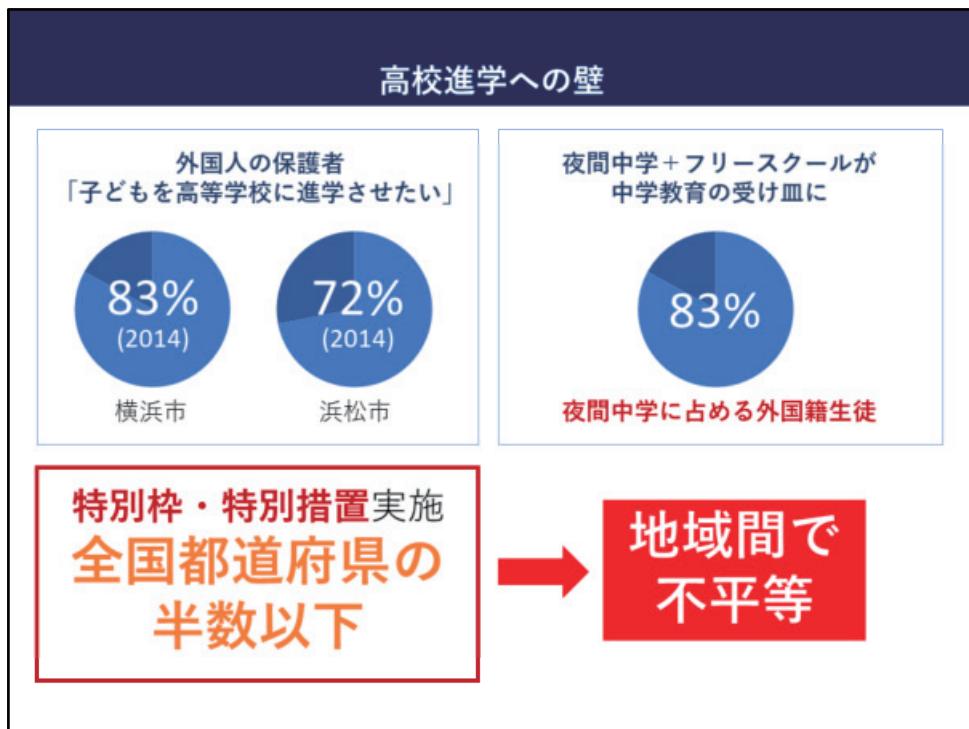
次のスライドは、前期のメンバーです。個別の名前は言いませんけれども、この分野を牽引されてきた研究者の方々も入っています。ゲストとして以前文科省にいらっしゃいました近田由紀子先生や本日のパネリストでいらっしゃる角田仁先生、ここにおられる高橋清樹事務局長の同じNPOにご所属の高橋徹先生にもミニレクチャーをいただきました。

前期 3 年間の変化（1）	
第 24 期	2017.10 多文化共生分科会第24期スタート
2018.12	外国人労働者受け入れ拡大のための改正入管法成立
2019.1	毎日新聞特報「外国籍の子 就学不明 1. 6万人」
2019.1	衆院法務委員会で取り上げられ、文科省、検討チーム設置
2019.4	改正入管法 施行
2019.6	「日本語教育推進法」成立
2019.9	文科省 全国調査から就学不明の可能性がある外国籍の子ども 約2万人と発表（義務教育相当年齢の外国人児童生徒の12万4049人のうち、約16% 6人に1人）
2019.9	毎日新聞特報「特別支援学級に在籍する外国籍の子どもの割合が日本籍の2倍超」 日本語ができない子どもが特別支援学級に含まれる事例

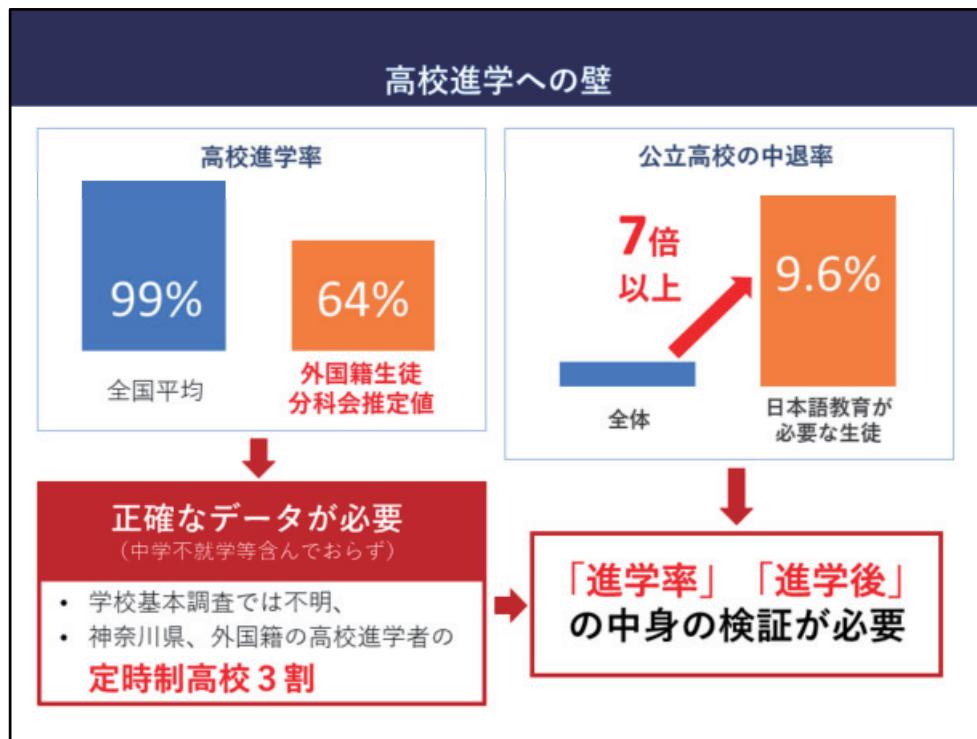
前期の私たちの提言づくりが始まった後、急速にさまざまな進展がありました。例えば先ほどの北山課長のお話の、昨年9月に文部科学省が公表した就学不明の可能性がある外国籍の子どもたちの数が約2万人に及ぶと発表されたことに、大変衝撃を受けました。文科省による初の全国調査です。



また2019年度帰国外国人児童生徒等に対するきめ細やかな支援事業に高校生向けのメニューが追加されたことも特筆に値します。この2年間に文科省の取り組みは本当に大きく進展したと思います。



私たちが提言に取り組むに当たって以下のことが課題として浮かび上りました。ごく一部、簡略化して申し上げます。少なくとも横浜市や浜松市の調査では外国人の保護者の7割、8割以上が子どもを高等学校に進学させたいと回答していること。全国の夜間中学の在籍者数の83%を外国籍が占めている。つまりフリースクールとともに外国人生徒の夜間中学が外国人生徒の重要な受け皿になっているということ。それから外国人生徒の入学試験の特別枠・特別措置を実施している都道府県が全国の半数以下であり、地域間に不平等が生じているということ。



高校進学率は全国平均では99%ですが、外国につながりのある子どもたちの実態は不明で分科会では仮に全国の中学在籍の外国籍の生徒の数を高校在籍者数で割った64%という数字を推定値として出しました。この数字はおよそ正確とは言い難いものですが、全国データが乏しいので、これを使いました。さらに神奈川県のデータでは高校進学した外国籍の生徒の3割が定時制高校に通っており、全国的にも定時制進学者が高校進学率を底上げしていると思われること。また右上のグラフですが、日本語教育が必要な生徒の公立高校の中退率が9.6%で10人に1人、全体の7倍以上にも上っているということがわかります。

### 「日本語指導が必要な外国籍」

日本語指導が必要な  
外国籍の児童生徒の学校種別在籍状況  
(都道府県別・H28/2016)

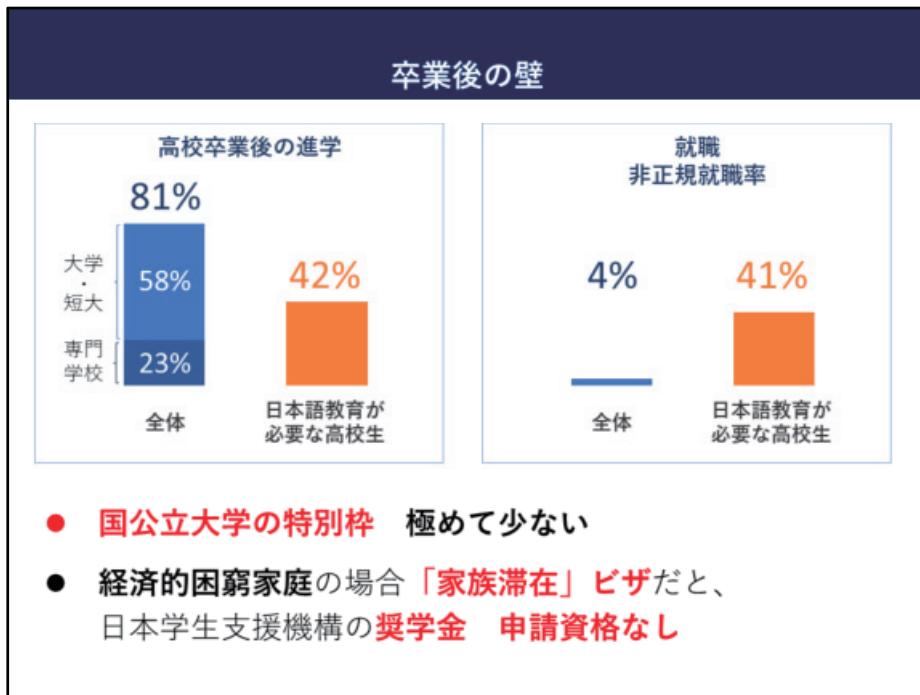
都道府県	中学在籍者	高校在籍者
東京	814	526
神奈川	873	552
愛知	1952	242
富山	80	4

この中高のギャップをどう見るか

- ・日本語指導が必要でなくなつた？(考えにくい)
- ・高校では正確に把握されないケースが多い？
- ・私立高校に進学一公立高校の入試が障壁に？
- ・「日本語指導が必要」は、担任や高校任せ  
全国的な日本語能力判定が必要では？

高校での高い中退率  
中学在籍者数とのギャップ

次に定義とデータの問題ですが、日本語指導が必要な児童生徒の認定は全国を見るには極めて有用なデータですが、公立学校に限定されています。問題は中学在籍者数と高校在籍者数の間に極端な差がある県が幾つもあり、このギャップをどう解釈するのかも課題だと思います。特定の自治体や県を問題にすることがここでは目的ではありませんが、高校に入って日本語指導が急に必要なくなったから数値が下がったというのは現実的には考えにくいです。可能性としては日本語が必要かどうかが中学ではその把握に力が入れられていても高校ではきちんと把握されないケースが多いのではないか。あるいはこのデータに含まれていない私立高校に流れているのではないか。そして、それがなぜかというと、公立高校の入試が壁になっている可能性があるのではないか。いずれにしましても日本語が必要かどうかは担任や高校の主観的判断に委ねられている部分も一部分にはありますし、データとしての信憑性にはまだ課題が多いと思います。1案としてですが、高校入学した後に本人たちに影響のない形で全国統一の日本語能力判定のようなものが必要かもしれません。あくまでも支援するための実態把握であると目的を明確にする必要があると思います。



高校卒業後の進学については日本語指導が必要な高校生は42%、これは全国平均の81%に比べるとかなり低い数字です。就職についても非正規就職率が41%で全国平均の4%と比べると右のグラフですが、10倍ほど比率が異なっています。進学の一つの壁は大学入試ですけれども、外国ルーツの生徒対象の特別枠を設置している国公立はごく数えるほどしかないのが実情です。経済的に困難で家族滞在ビザ保有者である場合、日本学生支援機構の奨学金に申請資格がないことも大学を諦める要素の一つになっているように思われます。

### 提言（1. 最優先課題）

- ① 外国人生徒が多い地域や高校における「多文化共生コーディネーター」「多文化共生担当教員」（仮称）の創設。
- ② 外国人生徒の学習の動機づけや学習意欲向上のため、また学校内における多様性確保のため、外国につながりをもつ人たちの学校内の配置（部活動の学外コーチ・顧問などの委嘱においても多様性を確保）
- ③ 教員免許取得のための必修教職科目に、多文化共生を主題とする科目追加。
- ④ とくに高校の管理職を対象とする、多文化共生に関する研修の義務化。
- ⑤ より多くの大学における、外国人生徒対象の推薦入試、特別枠の実施。

私たちの具体的な提言内容になります。日本語教育や学習の支援が重要なことは言うまでもありませんが、高校に行くという、あるいは高校に進学するという動機付けや、あるいは学習意欲、向上がより根源的な課題ではないかと考え、10個挙げましたけれども、以下の5つを『最優先課題』として挙げました。

簡略化して言います。外国人生徒が多い地域の高校の間をつなぐ多文化共生コーディネーターや学校の中での多文化共生担当教員を創設すること。学校内における多様性を確保するために外国につながりを持つ人たちを、例えば部活動の学外コーチにも配置すること。3、教員免許取得のための必修教職科目に多文化共生を主題とする科目を追加すること。これは専門家によりますとカリキュラム的に実現可能のことだそうです。4、管理職を対象とする、特に校長を対象とする多文化共生に関する研修を義務化すること。5、日本の高校を出た外国人生徒を対象とした大学の入試、特別枠を設置したり実施したりすること。

ちょっと申しそびれましたが、私たち実際の分科会では「外国につながりを持つ」とか「外国ルーツ」と表現していましたが、文部科学省の文言に合わせて「外国人生徒」という言葉を提言では使っています。

## 改善のための提言（強く提言）

### 2. 本分科会が強く提言するもの

「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議報告書」と同類

- ⑥ 外国人児童生徒の実態把握のため、国籍、母語、都道府県の項目を含めた調査実施およびデータの公表。
- ⑦ 全国的な公平性確保のため、全都道府県で外国人生徒のための高校入学試験における特別枠・特別措置の設置。

その次のカテゴリーとして有識者会議の報告書が2020年3月に出ました。分科会として『強く提言するもの』は、6、学校基本調査などで国籍、母語、都道府県の項目を含めた調査実施およびデータの公表については、国籍や母語別という、センシティブな問題があるかもしれません、外国籍の統計自体は取れているので、全国調査を実施して公表すること。7は、全国的な公平性確保のために全ての都道府県において高校で特別枠、特別措置を設置すること。

## 改善のための提言（強く提言）

### 2. 本分科会が強く提言するもの

#### 「早期に取り組むべきもの」

- ⑧ 外国人生徒のアイデンティティを育成し、また言語的多様性を活かすため、外国語を母語とする生徒が多い学校における、コミュニケーション力・思考力向上のための母語授業の開設（優先順位）。
- ⑨ 外国人生徒が、将来幅広い職業の選択肢があることを具体的に想定しやすいように、ロールモデルとの交流や社会見学の機会の提供。
- ⑩ 大学生等対象の奨学金における、「国内高等学校等出身外国人学生」（仮）特別枠等の設置。

それから3つ目のカテゴリーとして『早期に取り組むべきもの』として3つ挙げております。母語授業の開設、需要の高い言語から優先的に。そしてオンラインも活用することもできると思います。

9、外国ルーツの、外国につながりを持つ生徒たちが将来幅広い職業の選択肢があることを具体的にイメージしやすいように模範となる先輩外国人、外国につながりを持つ生徒あるいは先輩との交流や社会見学の機会を提供すること。

10、大学での本学生支援機構などの奨学金に国内の高校を出した外国につながりを持つ生徒たちを対象とする特別枠を設置することです。

ミシガン大学 二つの最高裁判決 2003年6月

**大学側敗訴** 違憲

- グラット対ボリンジャー  
学部
- 比率の少ないマイノリティの応  
募者に**自動的に20点追加** (150点)
- 大学側敗訴→応募者の多様性の  
貢献は、**個人レベルの評価によ  
るものではない**

**大学側勝訴** 合憲

- グラッター対ボリンジャー  
法科大学院
- 実質的にアフリカ系アメリカ  
人、ヒスパニック、先住アメリ  
カ人は特に重視すると明記
- **多様性がもたらす教育上の利益**
- **ある一定の数が入学しないと意  
味がない**

日本でも、点数の底上げはせず、多様な選抜方法を維持することが重要

最後に幾つか個人的見解としてお伝えしたいことが2、3あります。1つはアメリカのミシガン大学をめぐる2003年6月の2つの象徴的な最高裁の判決です。1つは学部の選抜においてマイノリティーに20点を自動的に勝手に加算しました。結果的に憲法違反だとされました。他方、法科大学院のほうは、同じミシガン大学ですが、マイノリティーをある程度の数、合格させることは多様性確保に貢献し、憲法違反ではないというふうにして大学が勝訴しました。1人や2人合格させても孤立するだけで意味がないので、ある程度のまとまった数を入れることが大学の多様性確保になるという考え方です。日本でも点数の底上げはせず、多様性の確保が日本人の学生生徒や高校全体にとってよいというスタンスを今後も維持することが重要ではないかと思います。

またアメリカの大学の例ですけれども、今リクルートメントとリテンションという言葉がキーワードになってずっと続いておりますけれども、受け身で受験生を待つのではなく、積極的にマイノリティーの子どもたちを優秀な子どもたちをリクルートしてくるということ、それから高校や大学に入ってからちゃんと途中でドロップアウトしないように同じ文化背景の教員や、それから先輩がカフェテリアなどで学習や勉強の支援をするという、そういうプログラム。

最後にあるエピソードです。先日、私の友人である東京外国語大学の小島祥美さんと話をしていましたら、彼女が異動してからこの2ヶ月の間に5人の外国ルーツの学生に会ったと。一般入試で東京外大に入ってきた若者たちです。その学生たちに共通していることが2つあるというふうに彼女が言っていますが、1つは母語が話せること。自分の文化的ルーツに誇りを持っていること、そしてもう一つは、中学、高校時代に保護者以外の方で学校の先生か、あるいはNPOやNGOなどの支援者が誰かが深く関わってくれていたことというのです。この話を聞いて私も非常に深く感動しました。

もちろん一般化はできませんし、また有名大学に進学することがいいとは限りませんが、少なくとも狭き門と思われていたところに、何らかの条件が整えば入ってきている学生たちがいる。

終

ご清聴ありがとうございました

環境によって本来持っている能力を発揮できるか否かが決まり得るということ。その環境づくりのために、大きな制度としては文科省とそれぞれの教育委員会にさらなるご尽力をお願いしたいですし、日常生活のレベルでは、私たち一般人が外国ルーツの児童生徒たちを温かく支えることもできるでしょうし、また彼女や彼らから他の高校生が得るものも多いでしょう。そう言う認識を広めることが大切なではないかと思います。今日のようなシンポジウムでこういう外国にルーツを持つ、つながりを持つ児童生徒あるいは学生たちについて議論する場、考える場、この問題を見る化すること、そして、その対応策がどうかということをみんなで考え知恵を絞り、このような議論が盛んになることが何よりも重要なのではないかと思います。  
ご静聴どうもありがとうございました。

## 提言の効果は？

- ・ メディア：毎日新聞Web版 2020.8
  - ・ 每日新聞Web版 2020.8
  - ・ 共同通信（地方新聞）2020.11
- ・ 兵庫県の事例

**これまで**

- ・ 「子ども多文化共生サポーター」（母語支援者）を県立高校に配置（H14～）
- ・ 「子ども多文化共生センター」の設置（H15～）
- ・ 外国人生徒にかかる特別枠選抜実施校での「国際支援課」等の設置（H28～）
- ・ 県立学校管理職（校長）研修 等

**今回の提言を受けての取組**

- ・ 県立学校管理職（校長）教頭候補者、指導主事等研修（検討中）  
子ども多文化共生教育に関する講座（1コマ）を追加
- ・ 部活動指導員配置説明資料に「国籍不問」を明文化し、校長会で配布し、周知・依頼 等

### 第24期 2017.10 - 2020.9

## 前期スタート時の問題意識

- ・ 義務教育後の実態がわからない
- ・ 特別枠・特別措置等の対応に大きな地域間格差
- ・ 希望する高校に進学できているか？
- ・ 高校在学中の支援は？
- ・ 高校卒業後の進路は？

提言では**公立高校**に焦点（多様な**後期中等教育**について議論の末）

高校に通う  
外国人生徒の



>60%  
が公立に  
在籍

私立学校と比べ  
社会経済的に



データや就学生徒の  
質が異なる



きびしい層  
の生徒たち



外国人学校  
別の分析  
が必要



ミシガン大学 二つの最高裁判決 2003年6月

ミシガン大学

- 2013 アファーマティブアクション廃止、最高裁判決  
「違憲でない」

カリフォルニア大学

- 1996 住民投票によりアファーマティブアクション廃止
- 2020.6 BLM運動の影響でAAを復活させることに決定

人種を考慮から外すと、多様性が現実には  
確保できない

なぜ措置や配慮が必要なのか

- 体制不備は、「下層」として固定化を招く恐れ
- グローバル人材となる可能性
- 多文化共生のエージェントになる可能性
- ポジティブアクションの必要性
- 社会の承認をいかに得るか（世界的なバッシング）

「支援」から 「多様性が他の生徒にも  
よい影響をもたらす」という発想

## 外国につながる高校生たちの「活躍する力」を拓く ～学びと就労の実態が問いかける支援のあり方～

### 高校での支援は限定的

- 各教育委員会が独自に予算措置で実施
  - ・ 「担当教員（常勤）の配置」をしている高校は都道府県のうち2
  - ・ 「生徒の母語を話せる支援員の派遣」は高校は都道府県のうち11教員向けの研修が少ない。
- 日本語指導が必要な児童生徒 一校あたり在籍数
  - ・ 外国籍の児童生徒では「1人」が40.6%と最多で、
  - ・ 「5人未満」在籍校が75.4%
  - ・ 全体として、1人または若干名
- 大学において多文化共生関連の基礎知識を身につける機会がないまま教員免許取得。
- 全生徒を対象とした多文化理解を主題とする教育の機会が少ない
- アイデンティティ育成や言語的多様性を保障するための母語の授業が少ない。
- 外国人生徒の多くは、幅広い職業の選択肢を知らない

### (4) 入学後の支援

#### Recruitment and Retention

- ・ リクルート：積極的な働きかけ 受け身ではなく
- ・ 学業継続支援：経済的支援、同じ文化背景の教員・院生などロールモデル
- ・ 卒業・就職への移行(transition)支援：卒業生につなげる

#### 居場所づくりに、同じルーツの先輩

- ・ オンラインも活用